



## 令和4年度（2022年度）ニセコ町教育行政執行方針

令和4年第2回ニセコ町議会定例会の開会にあたり、教育行政の執行方針について説明いたします。

社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来、また、新型コロナウイルスの感染拡大など依然として先行き不透明な「予測困難な時代」において、一人一人の児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越えて、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが重要な教育課題となっています。

新学習指導要領が、小学校においては2020年度から、中学校においては2021年度から本格実施され、また、高等学校においては2022年度から学年進行で実施されます。本指導要領においては「社会に開かれた教育課程」を重視し、生きる力を育むため「何のために学ぶのか」という学習意義を共有しながら「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善と、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図るための「カリキュラム・マネジメント」の確立を推進することが求められております。

そのため、重点として「ニセコスタイルの教育」の充実を図り、コミュニティ・スクールの活動との一体化を図りながら地域教育資源を有効活用して、地域全体で子どもたちの英語力向上や豊かな学びの体験機会などの拡充に取り組み「社会に開かれた教育課程」の推進に努めます。

また、学校におけるICTの活用を積極的に推進し、教師の指導力の向上を図るとともに授業改善を推進することができる学習環境の充実を努めます。特に「個別最適な学び」と「協働的な学び」の往還による一体的な取り組みが実現できるよう、学校内外で教育の質が高められるよう環境づくりを進めます。

以下、令和4年度の主な施策について申し上げます。

# 1 豊かな心と健やかな体の育成

## (1) 子育て支援の推進

保護者がいきいきと子育てができる環境づくりに取り組みます。地域子育て支援センターでは、未就園の親子を対象とした交流の場の提供、保健師や栄養士と連携した相談・援助の実施、子育てについて学ぶ講座を実施するほか、一時保育や休日保育を実施し子育て環境の向上を図ります。

また、子育てのサポートをして欲しい人と子育てを手伝いたい人とをつなぎ、育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を新たに始めるほか、年末年始など長く保育施設が休業となる期間中の預かり保育活動、保護者が主体となった自主保育活動の支援などを進め、地域の力を活用しながら多様な子育て支援のネットワークを強化します。

## (2) 幼児教育・保育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。幼児教育及び保育の両面を担う幼児センターでは、ニセコならではの自然環境を活かした保育遊びや生活を通してたくさんの学びや発達を促すとともに、家庭と連携した絵本の読み聞かせ活動を進めるなど、豊かな心と健やかな体や自立心の育成につながる保育に取り組みます。

また、ニセコスタイルの教育と連動し、小学校の学びへの円滑な接続、中学校・高校・大学等との連携や交流を推進し、幼児教育・保育の一層の充実に努めます。

学童期に保護者の就労等により保育に欠ける児童に対しては、ニセコこども館において学童保育事業を実施し、安心して遊んだり学んだりする活動の場を確保します。

## (3) 人権・健康教育の推進

本町は令和3年(2021年)12月に日本ユニセフ協会と「子どもにやさしいまちづくり実践自治体」覚書を締結しました。子どもの権利条約やまちづくり基本条例第11条(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)に基づき、子どものまちづくり参加、子どもの豊かな心や人間性の育成に努めます。有島武郎が残した相互扶助理念の定着のほか、平和で民主的な社会や人権、多様性を尊重し、他者を思いやる心を育てる取組を進めます。

小、中学校では道徳教育及び健康教育の充実に努めます。また、学校保健体制の充実や栄養教諭による食育指導、部活動指導員の配置や大会参加費用の補助など部活動の活動支援などとともに、法令に基づく児童生徒の健康診断を行います。

#### **(4) 学校給食の推進**

学校給食については、地域の食料生産や食文化等に対する理解を深めるため、地場産品を活用した給食の提供に努めるとともに、施設や配送の衛生管理に留意するなど、安全で安心な給食運営に努めます。アレルギー対応については、保護者や児童生徒、学校と連携をして、個別に対応していくとともに、今後のアレルギー対応に係る検討を進めていきます。

また、学校給食を通じて望ましい食習慣や生活習慣の定着、食の大切さに対する心を育てる食育指導を進めます。

給食費については、食材価格は値上がりの傾向ですが、保護者の負担軽減を考慮し、献立の工夫や生産者、納入事業者などとの連携を図り、本年度も第3子以降の免除制度や公費負担による値上げ抑制を引き続き行います。

また、今後の児童生徒数や学級数の増加に対応するため、給食センターの設備等の充実を計画的に行っていきます。

## **2 生活習慣と社会性の育成**

### **(1) 家庭教育支援の推進**

子どもの健やかな成長には、家庭内の教育力向上と融和が不可欠です。家庭と学校の連携による家庭教育学級などを通して、子育てに不安や悩みを抱える保護者間の共通理解を深め、明るく楽しい家庭生活を送るための取組に対し支援を行います。

### **(2) 社会参画・体験教育の推進**

地域社会の構成者として子どもの社会性を養うため、まちづくり基本条例に基づく子ども議会活動のほか、学校を中心に体験学習などの取組を進めます。コロナ禍が続く中、感染症予防に配慮した職場体験や現場実習による生き方（キャリア）教育、外部人材による特別授業などをコミュニティ・スクールと連携し、子どもの社会参画につながる学習機会の提供、学習支援に努めます。

### 3 確かな学力の育成

#### (1) ニセコスタイルの教育推進

「ニセコスタイルの教育」は、小中学校9年間の連続性のある教育を見据えた教育方針や目標に基づく教育であり、幼児センターやニセコ高等学校の教育との連続性も考慮した「4校種が連続した一つの学園体」と捉え、発達段階に応じた連続性のある教育を展開します。

ニセコスタイルの教育における具体施策は、地域の特性を踏まえて取組んでおり、その推進を図るため推進委員会を頂点に3つの部会を設置しています。

一つ目の「英語教育」は、小中学校で新学習指導要領が導入され、新たな学びに移行しています。ALTの配置や学校間連携を行いながら、町内における英会話講座など話せる英語能力の向上に向けた取り組みなどについても検討するとともに、引き続き英語教育の推進充実を図ります。

二つ目はニセコ町の事柄を探究する「ふるさと学習」です。昨年は中学校1年生が「ニセコガイド検定」の作成に取組み、地域の歴史や文化、自然などを調べ、ICT機器を使って問題集を作成しました。この問題集はニセコ高校でも使用されました。今後は内容の充実を図りながら使用範囲を広げ、発達段階に応じた学びの確立を図ります。

三つ目は「ICTの活用」です。昨年度から全児童生徒がICT端末を利用できるようになり、授業等において活用が始まっています。しかしながら、実践的な利活用の手法の確立が十分ではありません。

そのため、引き続き国や道からの研修支援等を受けるとともに、町内においても企業や有識者等の支援を受けながら研修や実践検討を積み重ね、児童生徒の主体的な学びを確保できるよう全体のスキルアップに努めます。

#### (2) 特別支援教育の推進

教育上特別な支援が必要な児童生徒の学習を支えるため、学ぶ環境の向上と教職員の指導体制の確保を目指します。特別支援学級の適切な運営のほか、教育支援委員会における情報共有と指導への反映、保護者相談や周知啓発などを行うとともに、学校職員が一体となった組織的かつ効果的な指導に取り組めます。

また、通常学級において生活や学習支援を必要とする児童生徒に対しては特別支援講師を配置し、学習環境の充実に努めます。また、倶知安小学校が開設している「ことばとまなびの教室」については、ニセコ小学校での巡回通級指導が実

現できるよう関係各所と連携して進めます。

## 4 学校経営の充実

### (1) コミュニティ・スクールの推進

学校と家庭、地域が課題や目標を共有し、地域とともにある学校づくりを目指すコミュニティ・スクールの活動を引き続き展開し、本町の自然環境や人材、まちづくりの取組など豊富な教育資源を用いながら、個性豊かでニセコを愛し、ニセコに誇りを持つ子どもを育む教育の充実に取り組みます。

コロナ禍が続き、コミュニティ・スクール委員会による学校支援は、これまでに以上に重要になっています。コミュニティ・スクール委員会では活動を積み重ねるなかで、実情に合わせて組織の見直しや活動方針等の修正を行ってきました。特に学校支援ボランティアは、重要な役割を果たしており、引き続きこの取組の拡充を図り、地域連携を深めながら教育活動の充実に努めます。

### (2) ニセコ高校の振興

ニセコ高等学校では、町立高校として地域との密接な連携のもと、農業と観光を融合した産業人の輩出に寄与してきました。しかし、昨今の少子化や社会の多様化により転換点を迎えています。これからの学校経営の方向性や手法について検証し、方針づくりに取り組みます。

今年度からは新学習指導要領が導入され、新たなカリキュラムを実施します。英語科目では習熟度別の学習を取り入れるため、町費により講師を配置します。

また、全生徒が利用できるICT端末を活用し、地域やコミュニティ・スクールと連携を図りながら、生徒それぞれの探究の学びを充実させるとともに、農業クラブや校内プロジェクトなど、生徒の主体的な活動を引き続き奨励します。

入学生徒の確保については、道央圏のみならず道内主要中学校へ募集情報の提供を行うほか、引き続き近郊市町村の中学校へは訪問しての募集活動を継続します。また、施設設備などの学習環境の改善や寄宿舎整備について検討します。

### (3) 生徒指導支援の推進

いじめや不登校などの児童生徒をとりまく諸問題に対応するため、スクールカウンセラー等の外部人材やスクール・コーディネーターを活用し、外部機関とも連携して、教育相談や生徒指導に係る学校の取組を支援します。今年度は中学校

において、Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を導入し、生徒一人一人や学級集団の状況を把握し、事前に不登校やいじめ被害等の兆候を察知できるよう努めます。

また、「いじめ防止基本方針」に基づくいじめの早期発見と対応、未然防止に努めるほか、児童生徒の主体的な活動を大切にし、ルールなどを自らが考え実践できる教育環境づくりに努めます。

このほか、携帯電話やインターネット上のトラブルや犯罪から児童生徒を守る取組をコミュニティ・スクールの活動と連動させ、継続します。

## 5 教職員の資質能力の向上

教職員は児童生徒への教育、指導はもとより、本町が目指す教育の姿の実現に向けた取組を担う立場でもあることから、一人一人の資質・能力の向上を目指した研修の推進及び充実を図ります。また本町の教育方針の共有を図る場として、町内の教育関係者が一堂に会する「ニセコスタイルの教育の日」を開催し「一つの学園体」としての各学校の連携を強化します。

サービス管理の面では、「ニセコ町立学校における『働き方改革』行動計画」や「ニセコ町立学校における部活動の在り方に関する方針」に基づき、業務改善を図るとともに、学校におけるマネジメント力の向上を図り教職員が安心して働ける職場づくりに取り組みます。

## 6 教育環境の充実

### (1) 学校危機管理体制の確立

児童生徒の学校内外での安全を確保するため、自らの安全は自ら守ることを基本に、学校、家庭、地域や関係機関が連携し、交通安全や防犯、防災等の安全確保に係る教育を進めます。交通安全教室による安全指導や、ニセコ町通学路安全推進会議による通学路点検などを行うほか、不審者対策として「子ども110番の家」防犯訓練などを行います。また、防災訓練実施のほか、気象災害などにも迅速に対処する危機管理体制の確立に努めます。

スクールバスの運行は、児童生徒数や郊外居住者の増加などにより、経路や車両の調整が複雑化、困難化する傾向にあります。運行路線や手法について見直しを進め、安全第一の運行に努めるとともに、適切な路線設定による運行時間短縮に取り組みます。

## **(2) 新型コロナウイルス感染症への対応**

新型コロナウイルス感染症の猛威はいまだ衰えず、引き続いての対応が求められています。学校においては、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に基づき、町や北海道と連携して感染予防対策や学びの確保に努めます。また、感染者等が発生した場合は、対象者が誹謗中傷の対象とならないよう最大限の配慮を講じます。

## **(3) 学校教育施設の充実**

児童生徒が安心して学べる環境の維持、学校施設や設備の適切な管理、整備に取り組みます。新型コロナウイルス対策においては、換気が重要視されています。各学校においては網戸の設置を完了させ、感染予防に努めます。

また、学級で使用する学習支援システムを全校で導入し、学校や家庭におけるICTを利用した学習の円滑化を図るほか、中学校の教室に配置している大型表示装置の更新を行い、教育環境の充実を図ります。

## **(4) 教育委員会運営の充実**

合議制とレイマンコントロール(地域住民の意思を教育政策に反映させる制度)の仕組みを基本とする教育委員会運営について、持続的安定性の確保と活動内容の充実に努めます。教育に関わる諸課題は常に社会と連動しており、国、地域それぞれにおいて個別の課題を抱えています。ニセコ町では移住者が増えることで就学児童生徒数が増加しており、施設改修やコミュニティの変化など配慮すべきことが増えています。また、新型コロナウイルスがもたらす不安や行事等への影響など、家庭への影響も大きくなっています。これらのことをしっかりと踏まえて、適切な運営に努めます。

また、教育委員が参加する行事等も制限が続いていますが、学校・教育施設への訪問や、教育委員会議における審議や教育委員研修、事務局組織体制の強化に取り組むなど、教育委員会として諸課題への着実な対応及び対応能力の向上に努めます。



## 7 生涯学習・スポーツの充実

### (1) 生涯学習機会の創造

第7期社会教育中期計画（令和2年度～令和6年度：5ヵ年3年次目）に基づき、町と教育委員会、学校、家庭、地域や関係機関・団体などとの連携を強化し、子育て支援体制の充実、多文化交流機会の充実、地域を知る機会の充実及び高齢者の健康の4項目を柱とする各種施策を引き続き推進します。

子育て支援体制の充実では、子どもが安全で安心して学び・遊べる場を提供するため、引き続き放課後子ども教室を開設し、子どもの自主性や協調性、創造性を育みます。

多文化交流機会の充実では、職種や年代、国籍を問わず、誰もが取り組める事業の実施や支援、国際的な視点での多文化理解の場となるスポーツの機会や芸術・文化活動を提供するための工夫に努めます。

地域を知る機会の充実では、ニセコの恵まれた自然環境とその保全や歴史をより深く理解し、郷土愛を育む機会の提供に努めます。

高齢者の健康では、寿大学での学習会や交流会などを通して、知識と教養を高め、健康で明るく文化的な生活を送るための取組を行います。

このほか、北海道日本ハムファイターズや元・現役アスリート等との連携によるスポーツ教室の開催、文化まつりでの芸能発表及び作品展示、児童生徒の作品展など、学習の機会や成果を多くの方に広める場の提供に努めます。

魅力的な少年教育事業を展開するため、ニセコの子どもたちがふるさとの人や文化、自然などの身近な教育資源にふれ、「集い・学び・遊び・感じる」ことを目的とした「ニセコみらいラボ」を引き続き開設し、講座の内容を充実・発展させます。

### (2) 生涯スポーツ活動の推進

スポーツは明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、個々人の心身の健全な発達に寄与することから、本年度もニセコの自然や人材などの教育資源を生かしたスポーツ活動の充実に取り組みます。

幼児や児童生徒を対象とした事業では、幼児用スキーの貸出事業やこどもスキーフェスティバル兼全町児童生徒スキー大会の開催、初心者の子どものためのスキー教室や夜間スキー・スノーボード講習会を行います。

これらのウインタースポーツをより身近に親しむための支援として、町内スキ

一事業所の協力を得ながら、児童生徒へのスキーリフト券助成事業を行い、新たに小学校1年生から3年生の保護者購入用リフト券助成事業を行います。

また、小学校低学年を対象に、スポーツ推進委員の主催により、さまざまなスポーツを体験する中からスポーツへの関心と自分に合ったスポーツを見つける機会とする「夕方スポーツクラブ」を実施します。

このほか、夏休み期間中の町民ラジオ体操会を継続します。

町民の健康増進と親睦を目的として定着している、運動公園開幕スポーツ大会をはじめ、ふれあい町民運動会などの大会を継続して開催するほか、スポーツ競技振興のため各種団体が主催する町長杯スポーツ大会の開催を支援します。

第40回目を迎えるニセコマラソンフェスティバルについては、安全面の確保や運営面の改善に配慮しながら、実行委員会による運営を支援します。

町の少年スポーツ、健康スポーツ、競技スポーツの各分野で中心的な役割を担う体育協会に所属する競技団体やスポーツ少年団の活動への支援を行い、地域に根ざしたスポーツ活動の推進並びに指導者の育成及び確保に努めます。

また、持続可能な部活動の実現に向けて、部活動の段階的な地域移行が目指されており、当町においても地域部活動の創出についての検討を始めます。

町として、現在取組を進めている2030北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会招致活動への協力を通して、未来を見据えた「ウインタースポーツの文化」「オリンピックレガシー」を掲げて、子どもたちの夢や希望を育むとともに、町の発展に繋がる活動を目指します。

### **(3) 生涯学習・スポーツ施設の充実**

所管する各施設においては、安全かつ快適に、誰もが利用しやすい、生涯学習・文化・スポーツ施設とするため、長期的な整備計画が必要であると考えています。

学習交流センター（あそぶっく）は、図書館法に基づく公立の図書館として機能を充実させるよう指定管理者を支援するとともに、施設の適切な維持管理に努めます。

有島記念館においては、経年による老朽化が課題となっていることから、長期的な展望にたった施設の適切な維持管理に努めます。また、有島記念公園などの施設周辺につきましても文化・芸術施設にふさわしい環境の維持を基本としながら、その活用について引き続き検討を進めます。

体育施設においては、建設から40年が経過する総合体育館では基本調査に基

づき早期補修箇所について補修を実施するとともに、全ての体育施設の適切な維持管理と適時補修に努めます。

## 8 文化・芸術の振興

### (1) 文化・芸術体験機会の創造

文化・芸術は心豊かな社会の形成に寄与することから、関係団体や行政が役割を分担・連携しながら、文化協会主催による町民向けコンサートの開催など文化芸術施策を展開していきます。子どもたちの豊かな創造力や思考力などを養うため、児童生徒を対象とした青少年芸術鑑賞会や児童生徒作品展を開催します。

また、ニセコ町民センターや学習交流センター「あそぶっく」、有島記念館などの施設を活用し、音楽鑑賞など芸術にふれる機会の確保に努めます。

中央地区 J R ニセコ駅隣接地のニセコ鉄道遺産群では、ニセコ町鉄道文化協会との連携のもと、本町に存在する鉄道文化遺産の認知度を町内外に広め、理解と愛着を深めるための取組として、鉄道車両を公開するイベントの開催及び広報活動の強化やオリジナル商品の販売などを行います。

なお、鉄道文化遺産の保管及び展示にあたっては、安全管理並びに環境整備に十分配慮します。

このほか、郷土資料については、ニセコ町に関する貴重な歴史的文化財の収集・展示事業に加えて、保管設備の設置や資料のデジタル化など収集・保全の充実を進め、有島記念館の郷土資料館としての機能充実に取り組みます。

### (2) 読書活動の推進

第2次子どもの読書活動推進計画（平成30年度～令和4年度）に基づき、学習交流センター「あそぶっく」を活動拠点として活動する指定管理者「NPO法人あそぶっくの会」に対して、日常的に楽しく身近に読書ができる環境づくりのための支援を行い、第3次子どもの読書活動推進計画策定の取り組みを進めます。

また、学校を通じた児童生徒の読書活動の推進として、あそぶっくの会の協力による学校図書館支援として、学校図書館の環境整備や有効活用、選書の充実に取り組みます。

### (3) 有島記念館の充実

有島記念館は、大正期を代表する作家有島武郎の文学、農場解放の軌跡などを

紹介・伝承する施設です。文学、郷土史、美術品に関する企画展のほか、コンサートやギャラリートークなどの普及事業の開催により、有島記念館の来館者数は増加傾向にあります。さらに有島武郎の認知度と理解を得るため、有島本人や本町を紹介する企画展などを姉妹・友好提携館などと連携して開催します。本年は有島武郎農場解放100年の年にあたり、広報事業に取り組みます。

また、貼り絵作家の藤倉英幸氏からの受贈作品を有効に活用した企画展を開催します。

さらに、有島記念館の認知度を高めるために、同館の学芸レベルを一層向上させ新たな事業の企画立案とその事業等に迅速に取り組みます。

## 9 多文化共生の推進

本町は、国内外から移住した人も多く、価値観が多様化しています。ニセコ町教育振興基本計画に掲げる多文化共生の社会づくりには、文化や習慣の違いなどを認め合い、互いによく理解、尊重し、助け合って生活していくことが必要です。そのため、こうした観点から、町民誰もが参加、交流できる文化・スポーツ等の事業の実施を支援します。

多文化理解の視点では、英会話をより身近にするため、国際交流員による小学生を対象とした放課後子ども教室での英会話交流や高齢者を対象とした寿大学学習会など、幼年者から高齢者まで幅広い年代の方が多文化にふれる機会を提供します。

また、町の国際交流推進協議会が行う英会話教室や文化イベント等の事業との連携のほか、北海道インターナショナルスクールニセコ校児童生徒とのふれあいなど交流の場を検討します。

多様な交流機会確保の視点では、子どもたちが異なる町の文化やコミュニケーションに触れることで、視野を広げ、新しい発見から「自分の町を振り返り理解する機会」を引き続き提供します。

本年度は滋賀県高島市への訪問「少年洋上セミナー」並びに鹿児島県薩摩川内市の児童生徒受入などの少年交流事業を実施します。

令和4年度においても、教育委員会運営の一層の充実を図りながら、教育を取り巻く諸課題に積極的に対処していく所存です。町民のみなさま、町議会議員のみなさまの教育行政へのご理解とご支援をお願い申し上げます。